



新津商工会議所

No.368-1 2017年2月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

*** 3月の主なスケジュール ***

開催日時	種別	内容
3月2(木)・3日(金) 6(月)・7日(火)	相談会	確定申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに!
3月22日(水) ・23日(木)	相談会	消費税申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに!

★★★ 講演会のご案内 ★★★

- 日時：3月23日(木) 16:00~17:00
- 場所：一楽ホール(新津本町2-7-10)
- テーマ：仮題「新潟県経済のこれから～課題と展望」
- 講師：日本銀行新潟支店 支店長 亀田制作氏
- 定員：100名(定員になり次第締め切り)
- 聴講料：無料
- 申込み：新津商工会議所 (TEL:0250-22-0121)



決算・消費税申告相談会

(事前に時間の予約をしてください。)

- 《所得税》○日程：3月2日(木)・3日(金)・6日(月)・7日(火)
- 《消費税》○日程：3月22日(水)・23日(木)
- 時間：9:00~12:00/13:00~16:00
- 会場：新津商工会議所 3F



※所得税・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。
※わかるところは記入してきてください。
※所得税・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。
ご了承ください。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
3月7日(火)・4月4日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
3月14日(火)・4月11日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)まで
ご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.25%~2.15%
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	基準利率 1.25%~2.25%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> ・申告決算書 最近2期分(申告されている場合) ・見積書(設備資金をお申込の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.16% ※2017年2月10日現在
-------	---------	---------	---------------	---------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区:遠山、東・南部地区:近藤、西部地区:真野)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。



新津商工会議所

No.368-2 2017年2月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

にいつ食の陣

まもなく締切！ 「にいつ食の陣2017」参加店募集！

【開催期間】4月29日(祝・月)～5月31日(水)

※当日座の開催はありません。

【参加費】会員：5,000円 非会員：12,000円

【募集締切】2月末日まで

《お問い合わせ》：にいつ食の陣実行委員会(新津商工会議所内)
TEL:0250-22-0121・FAX:0250-25-2332

ビジネスチャンス・ナビ2020

「ビジネスチャンス・ナビ2020」とは、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とする官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、中小企業の受注機会の拡大を支援するサイトです。

1. 東京2020大会等を契機とした入札・調達案件の情報提供

都・国・東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の入札案件や民間企業の調達案件を検索することができます。

2. ビジネスパートナーの検索(新規取引先の開拓)

サイトを通じた受発注取引や登録企業のPR情報をもとに、ビジネスパートナー(新規取引先)企業を検索することができます。

ご登録(無料)はこちらから(<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>)

《お問い合わせ》：ビジネスチャンス・ナビ2020運営事務局

TEL：0570-009-777(受付：土・日・祝日・年末年始を除く9:00～17:00)

Mail：sme-webmaster@sekai2020.jp

サイバー犯罪にお気を付け下さい！

『ご注意！OFFICEのプロダクトキーが不正コピーされています。検証作業をしていただけない場合、日本マイクロソフトはお使いのオフィスソフトのプロダクトキーの授権状態を終了させていただきますので、ご了承下さい』等の文言が記載されたメールからフィッシングサイトへ誘導し、個人情報やクレジットカード情報を入力させる手口が流行しています。日本マイクロソフト社やフィッシング対策協議会が注意を呼びかけており、会員の皆様におかれましてはこれらのメールに対して

◆当該メール自体を削除する。

◆メール本文に記載されたリンクにアクセスしない。

等の対策を実践していただきますようお願いいたします。

日本年金機構よりお知らせ

◆「健康保険被保険者資格証明書」の交付について

各種届出が集中する3月下旬から4月の期間は、「健康保険被保険者資格証明書」の交付に日数を要する場合がありますので、ご了承下さい。恐れ入りますが、早急な受診予定がない方につきましては、2週間程度で送付されます「健康保険被保険者証」をお持ちいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

◆資格取得届には基礎年金番号をご記入ください

20歳以上の方は、原則基礎年金番号をお持ちですので、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」提出の際には、年金手帳をご確認のうえ忘れずご記入ください。

なお、20歳未満の方で基礎年金番号をお持ちでない方については空欄で構いません。

年金手帳を紛失したため確認できない場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」とあわせて「年金手帳再交付申請書」をご提出ください。

◆健康保険・厚生年金保険の住所変更について

日本年金機構では、厚生年金保険・国民年金にご加入いただいている方に年に1度「ねんきん定期便」を日本年金機構に登録されているご住所あてに送付しています。そのため、皆様のお手元に「ねんきん定期便」をお届けするには正しいご住所を登録していただく必要があります。

被保険者(従業員)の方が住所を変更されたときは、速やかに「健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届」の提出をお願いします。

また、被保険者(従業員)の方に扶養する配偶者の方がいるときは、配偶者にかかる被扶養配偶者の住所変更欄も忘れずにご記入いただき、2枚目の「国民年金第3号被保険者住所変更届」にあります事業主届出欄・届出人欄にご記入・押印のうえご提出をお願いします

《お問い合わせ》 日本年金機構 新潟東年金事務所
TEL:025-283-1013

相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されました

平成27年1月1日以降に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については、基礎控除額が引き下げられ、課税対象となる方の範囲が拡大されました。

基礎控除額：3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

相続税の申告要否を判定するには、国税庁ホームページの「相続税の申告要否判定コーナー」をご利用下さい。「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、相続税の申告要否のおおよその判定や、「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」と「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用した場合の税額計算シミュレーションを行うことができます。